

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぼ〜と



第88号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

令和4年度第15回通常総代会を開催



令和4年5月12日(木)午後2時より、南丹市日吉町「遊 you ひよし」において、令和4年度第15回通常総代会が開催されました。

定刻の午後2時に開催が宣せられ寺田商工会長の開会挨拶の後、ご来賓の西村良平南丹市長並びに、中越豊南丹広域振興副局長、片山誠治京都府議会議員及び山下秋則南丹市議会副議長、日下英明京都府商工会連合会副会長からご祝辞をいただきました。

また、議長選出においては美山町の佐々木智康氏が指名され、総代会資料に基づき議案審議に入りました。第1号議案「令和3年度事業報告並びに収支決算書承認の件」第2号議案「令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定の件」第3号議案「令和4年度借入限度額並びに借入先決定の件」、第4号議案「議決事項撤回の件」、は原案通りに承認・決定をいただきました。次いで、坂矢副会長より閉会の挨拶が述べられ、令和4年度第15回通常総代会を閉会しました。

理事・総代の皆様、ご多忙中のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございました。



中小企業知恵の経営ステップアップ事業補助金のご案内



京都府と南丹市商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施いたします。
 本事業は商工会経営支援員（中小企業応援隊）の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和4年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。
 また、今年度では、特に、インボイス制度導入に向けた取り組みに係る経費や、昨今の、ウクライナ情勢等などによる原材料費の高騰の影響に対応するための経営改善に向けた取り組みに係る経費を、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

令和4年6月1日（水）から令和4年7月29日（金）まで

※補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後に、売上・収益などの実績報告書を提出する必要があります。

項目	対象		補助率	補助上限
(1) 経営改善型	中小企業等	小規模企業※	3分の2	200,000円
		中小企業（小規模企業除く。）※	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等※	3分の2	200,000円
起業支援型	創業予定者、中小企業等		3分の2	200,000円

※ 別途専門家派遣も可能

※公募要領・申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます。

★詳細については、同封のチラシをご覧ください、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。



令和元年度補正予算・令和3年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞



小規模事業者持続化補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく地道な販路開拓等の取り組みや、その取り組みと併せて行う業務効率化（生産性向上）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

※5月25日現在の情報ですので、変更となる可能性があります。



補助率・補助上限

類 型	通常枠 (現行)	特別枠(新設)				
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者に ついては 3/4)	2/3			
補助上限	50 万円	200 万円			100 万円	

*特別枠(新設)には、追加申請要件があります。

*通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。



特別枠(新設)一覧

類 型	概 要
賃金引上げ枠	販路開拓の取組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率 3/4 に上げるとともに加点を実施
卒業枠	販路開拓の取組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓の取組む創業した小規模事業者
インボイス枠	免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓の取組む小規模事業者



補助対象となる経費

補助対象経費科目	活用事例
① 機械装置等費	製造装置の購入等
② 広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ ウェブサイト関連費	ウェブサイトや EC サイト等を構築、更新、改修するために要する経費
④ 展示会等出展費	展示会、商談会の出展料等
⑤ 旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
⑥ 開発費	新商品・システムの試作開発費等(販売目的の原材料費は対象外)
⑦ 資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑧ 雑役務費	補助事業のために雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑨ 借料	機器・設備のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑩ 設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪ 委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第3者に依頼(契約必須)

※内容によって、対象とならない場合があります。

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の 1/4 を上限とします。また、ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。

※設備処分費は、補助金交付申請額の 1/2 を上限とします。

申請受付等スケジュール

第9回	申請受付締切日	2022年9月中旬
第10回	申請受付締切日	2022年12月上旬
第11回	申請受付締切日	2023年2月下旬

申請手続き

電子申請(補助金申請システム「Jグランツ」)または郵送によりご提出下さい。

*詳細につきましては、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

事業復活支援金について

これから申請をお考えの事業所の皆様は、お早目に申請をしてください。

*申請期間 2022年1月31日(月)～6月17日(金) ※延長されました

※ただし、申請や事前確認のために必要な「申請IDの発行」は5月31日(火)までとなりますので、ご注意ください。

また、登録確認機関(南丹市商工会)による事前確認は、6月14日(火)迄です。

*相談窓口 ☎0120-789-140 IP電話専用回線 03-6834-7593

受付時間 8:30～19:00(土日祝含む全日)

・ホームページ <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

小規模企業の会社役員みなさまへ

会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員なら加入可能
建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能
代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方などなでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット
小規模企業共済制度には積立貯蓄・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度の特長

制度のメリット
拠金は全額所得控除 拠金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
受取時も税制メリット 共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・届出のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模共済 検索

Be a Great Small 中小機構

2021年



IT導入補助金2022<デジタル化基盤導入枠> (令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業)



本事業は、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフト、PC・タブレット、レジ・券売機等を導入し、中小企業・小規模事業者等が労働生産性を向上させるとともに、インボイス制度も見据えたデジタル化を進めるための IT ツールの導入費用の一部を補助するものです。



デジタル化基盤導入類型

デジタル化基盤導入類型				
補助額	IT ツール		PC・タブレット等	レジ・券売機
	5 万円～350 万円			
	5 万円～50 万円以下	50 万円超～350 万円	～10 万円	～20 万円
機能要件	会計・受発注・決済・EC のうち 1 機能以上	会計・受発注・決済・EC のうち 2 機能以上	左記 IT ツールの使用に資するもの	
補助率	3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大 2 年分)、ハードウェア購入費、導入関連費			

本事業は、ホームページや交付規程・公募要領をご確認の上、「IT 導入支援事業者」「IT ツール」の選定後、『gBizIDプライム』を取得し、電子申請となります。

- HP 「サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト」

URL <https://www.it-hojo.jp>

- お問い合わせ

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター

・ナビダイヤル 0570-666-424(通話料がかかります)

・IP 電話等からのお問い合わせ先 042-303-9749

受付時間 月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土日祝を除く)



新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します



雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

※延長について※

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、この特例措置は令和4年6月30日まで以下の通りとなります。

■特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和4年	
		3月	4月～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

※金額は一人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 地域特例；緊急事態宣言の実施区域、又は、まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する事業主等

※2 業況特例；生産指標（売上等）が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主令和4年1月1日移行に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。また令和4年4月以降は毎月業況を確認する。

*詳細は、厚生労働省 HP でご確認ください。

事業主の皆様へ！労働保険の年度更新のお知らせです。

令和4年度労働保険料（労災保険・雇用保険）の申告納付期間は、6月1日（水）～7月11日（月）です。

申告・納付には、便利な電子申請や口座振替による納付をご利用ください。

お問合せ先

京都労働局総務部労働保険徴収課

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

TEL 075-241-3213

FAX 075-241-3233



南丹市商工会では、
労働保険の事務委託を
承っております。
お気軽にご相談下さい。



令和4年度雇用保険料のご案内



令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料は、以下のとおりです。

- ◎令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- ◎令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ◎年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

*令和4年4月1日～令和4年9月30日

	① 労働者負担	② 事業主負担	① + ②雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・清酒製造 の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

*令和4年10月1日～令和5年3月31日

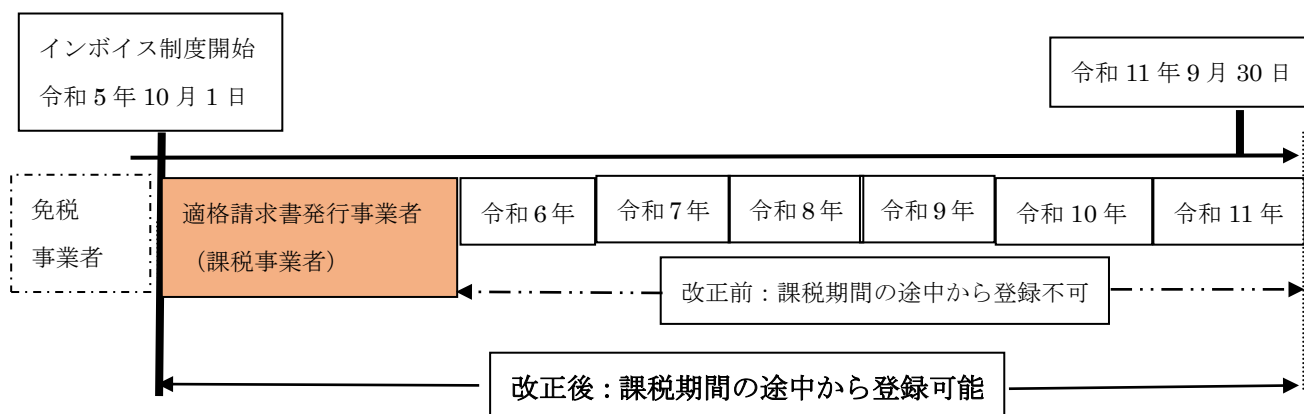
	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造 の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

消費税改正のお知らせ

令和4年4月に消費税法等の一部が改正されました。インボイス制度についての主な改正内容は以下のとおりです。

● 適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用期間の延長

適格請求書発行事業者の登録については、免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる経過措置が設けられていますが、当該経過措置の適用期間が延長され、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができることとされました。



なお、上記経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません。（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます）

また、上記経過措置の適用を受けた場合、延長された期間においても登録を受けた日の属する課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。

インボイスは、税務署に登録した課税事業者である「適格請求書発行事業者」（インボイス登録事業者）しか発行できません。この手続きは、令和3年10月1日から始まっています。

京都・南丹 園部城祭

- 5月3日、園部公園一帯で、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら「京都・南丹 園部城祭」を開催し、大勢の方にご来場いただきました。
- 当日は快晴の中、園部公園内の東屋でステージショー、また会場内では、企業紹介ブースや飲食ブースの屋台が並びました。夜には、お城花火の打ち上げもあり、連休の1日を楽しんでいただけたことと思います。
- 協賛・ご協力いただきました皆様、大変ありがとうございました。



加入会員のご紹介

今後とも何かとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(敬称略・順不同)

企業名	代表者	業種	地域
古屋彰久	古屋彰久	サービス業	園部町
小林あすき	古屋あすき	サービス業	園部町
(株)京都南丹不動産	田中 昂	サービス業	園部町
(株)京色	眞鍋英司	サービス業	美山町

青年部活動報告

4月14日(木)園部町津多屋において、令和4年度通常総会が開催されました。上程された全議案について可決承認され、総会後は久しぶりとなる懇親会が開かれました。

総会終了後、卒部式が行われ下記2名が卒部されました。

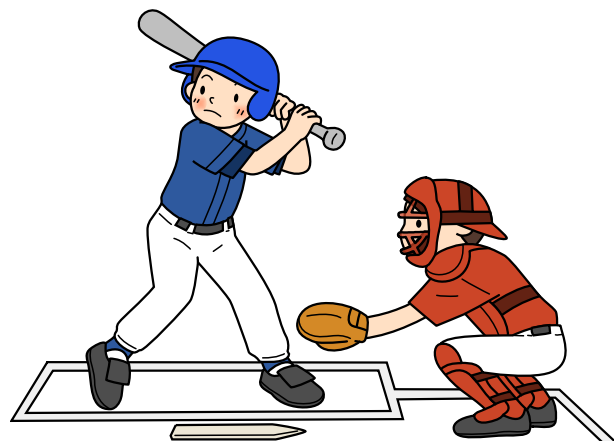
<卒部者のご紹介>	敬称略
事業所名	氏名
(有)ヤマヨストアー	視淵 敦司
人見タイル工業	人見 太一

壮青年部活動報告

4月18日(月)園部町津多屋において、令和4年度通常総会が開催されました。上程された全議案について可決承認されました。総会後は懇親会が開かれ、和気藹々とした雰囲気を楽しんでいただきました。

また、青年部と壮青年部の合同イベント「ソフトボール大会」が5月24日(火)に開催され、終了後にはインボイス制度の概要にふれました。

対決の結果は、次回の「さぼ〜と」にて！ Coming soon！





女性部活動報告



令和4年度 女性部通常総会

去る4月15日南丹市園部文化会館において、通常総会が開催されました。上程された全議案「令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画及び予算」について可決承認され、総会後は茶話会により女性部員同士の交流が図れました。



京都・南丹 園部城祭り

5月3日園部公園内において、女性の館2階により「着物展示&ご相談会」を女性部員の「京乃彩」川端氏が担当。女性の館さんと国際交流協会さんのご協力により、彩り豊かで賑やかに事業開催ができました。外国の方にとっても高価な着物に袖を通すことができ、貴重な体験ができた大変喜ばれていました。





南丹市内の中小企業を **南丹市商工会は** **ながく つよく さぽ~と します！！**

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

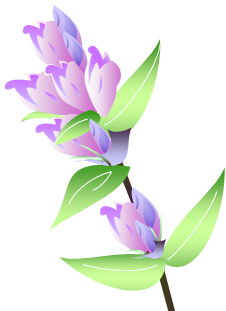
もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ☆ 本所(八木支所) | 八木町八木東久保 28-1 | ☎0771-42-5380 |
| ☆ 園部支所 | 園部町上本町南 2-22 | ☎0771-62-0766 |
| ☆ 日吉支所 | 日吉町殿田尾崎 8-1 | ☎0771-72-0224 |
| ☆ 美山支所 | 美山町島島台 51 | ☎0771-75-0021 |

《日吉・美山各支所の開所日 月・水・金 10:00~16:00》

南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>

e-mail nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp